

## 検察における被害者保護への取組みについて

### 第1 被害者等に対する情報提供の取扱いについて

#### 1 全国統一の被害者等通知制度の導入

(平成11年2月9日刑事局長依命通達)

被害者その他刑事事件関係者に対し、事件の処理結果等を通知することにより、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資するため、被害者等に対し、事件の処理結果や刑事裁判の結果などを通知する制度として、平成11年4月1日から実施している。

##### (1) 通知の対象事件

罪名等に限定を設けず、受理したすべての事件

##### (2) 通知の対象者

被害者、親族及びその代理人等並びに目撃者等の参考人

##### (3) 通知を行う場合等

被害者等があらかじめ通知を希望する場合又は被害者等から照会がなされた場合に通知することとし、被害者等の取調べを実施したときに通知希望の有無を確認する。また、被害者が死亡した事件等の重大事件にあっては、取調べを実施しない場合でも通知希望の有無を確認する。

##### (4) 通知の内容

事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を通知する。

##### (5) 通知しない場合

通知制度の趣旨に沿わないとき、関係者の名誉等を不当に害するおそれのあるとき、捜査又は公判の運営に支障を生ずるおそれのあるとき、犯人の改善、更生を妨げるおそれのあるときなど検察官が通知することが相当でないと認めるときは通知しない。

#### 2 被害者等に対する出所情報の通知制度の導入

(平成13年1月22日三局長依命通達)

刑事局・矯正局・保護局において、被害者やその親族等に対する配慮を押し進めるとの観点から、犯罪被害者保護のための二法の成立後も、検討を進めてきた。特に、かねて被害者等から、刑務所からの犯人の釈放に関する情報を知りたいとの要望が表明されてきたところであり、犯人の改善更生やそのプライバシーに与える影響をも考慮しつつ、被害者等の要望にこたえるべく、検察庁、刑事施設、更生保護官署の間の協力体制を整備し、検察官等から被害者等に対し、受刑者の釈放に関する情報を通知する制度を導入することとし、被害者等通知制度の一環として、平成13年3月1日から実施して

いる。

(1) 通知の対象者

被害者等通知制度と同様

(2) 通知の内容

ア 自由刑の執行終了予定時期等

実刑判決の確定後，懲役などの執行終了による釈放予定の年月を通知する。その際，被害者等から仮釈放に関し問い合わせ等を行いたい旨要望があった場合には，当該受刑者の仮釈放につき権限を有する地方更生保護委員会及びその連絡先を通知する。

イ 仮釈放又は自由刑の執行終了による釈放及び釈放年月日等

仮釈放や懲役などの執行終了による釈放後，受刑者が釈放された事実や釈放年月日を通知する。

(3) 通知しない場合

通知を行うことにより，犯人の改善及び更生を不当に妨げるおそれがある場合や新たな紛争又は事件を誘発するおそれがある場合など通知することが相当でない場合には通知しない。

3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度の導入  
（平成13年8月1日三局長依命通達）

被害者等が同じ犯人から再び被害を受けるのを防止するための法務省関係機関と警察との間の協力の在り方や被害者等に対する情報提供の在り方等について，法務省と警察庁との間の協議が整い，刑事施設及び地方更生保護委員会等から警察に対し，受刑者の釈放等に関する通報を行う制度及び検察官から被害者等に対し，受刑者の釈放予定の通知を行う制度等を導入することとし，平成13年10月1日から実施している。

これと併せて，警察庁においては，被害者の再被害防止のための施策を拡充するとの観点から，新たに再被害防止要綱を制定するとともに，関係機関との連携等について，各都道府県警察の長等に通達したものである。

(1) 警察に対する受刑者の釈放等に関する通報について

刑事施設，地方更生保護委員会又は保護観察所は，被害者等の再被害を防止するため必要であるとして，警察から再被害防止要綱に基づく要請があった場合において，通報の要請のあった受刑者について，犯罪の動機・態様及び組織的背景，加害者と被害者等との関係，加害者の言動その他の状況に照らし，警察に対する通報を行うのが相当であると認めるときは，警察に対し，受刑者の釈放等に関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定，予定年月日及び帰住予定地，仮釈放による釈放，予定年月日及び指定帰住地など）を通報することができることとなり，警察においては，通

報を基に再被害防止措置を講じるとともに、通報を受けた情報を被害者に対して教示する。

(2) 検察官による被害者等に対する受刑者の釈放予定の通知について

被害者等通知制度において、受刑者の釈放に関する情報については、仮釈放や懲役などの執行終了による釈放後、その旨や釈放年月日を通知するにとどめていたが、被害者が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、被害者等が希望する場合には、犯罪の動機・態様及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況に照らし、通知を行うのが相当と認められるときは、検察官から、被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行う。

ア 通知の内容

(ア) 釈放予定時期

原則として、月の上旬・中旬・下旬を通知するにとどめることとするが、被害者等が転居その他加害者との接触回避等のための措置を講じるために不可欠である場合には、釈放予定日を通知する。

(イ) 帰住先

原則として、通知しないが、被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置を講じるために特に必要な場合で、帰住先が被害者等の住居地と同一都道府県内の場合は、市区町村名（ただし、必要不可欠な場合は、町字名）まで、帰住先が被害者等の住居地と異なる都道府県の場合は、都道府県名まで通知する。

イ 通知の時期

被害者等が加害者との接触回避等のための措置を講じるのに必要な期間を考慮しながら、原則として、釈放予定の1～2か月前から数日前の間に通知する。

第2 被害者等に対する不起訴記録の開示の取扱いについて

(平成12年2月4日刑事局長通知)

- 1 不起訴記録については、刑事訴訟法 47 条により、非公開が原則とされるが、同条ただし書により、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とされており、検察庁においては、従来から交通事故に関する実況見分調書等の証拠につき、当該事件に関連する民事訴訟の係属している裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に応じてきたところであるが、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲内で、被

害者等からの請求でも客観的証拠で、かつ、代替性がなく、その証拠なくしては、立証が困難であるという事情が認められるものについて、これに応じるなど弾力的な運用を行っている。

## 2 被害者等に対する不起訴記録開示の新たな方針

- (1) 開示対象となる事件の範囲を、交通事故に係るもの以外の事件に拡大する。
- (2) 開示対象となる記録の範囲を、写真撮影報告書、検視調書等の客観的証拠で、かつ、代替性がないと認められるものに拡大する。
- (3) 被害者又はその親族からの請求又はその代理人たる弁護士からの請求についても開示に応じる。

## 3 閲覧又は謄写の請求者等

- (1) 被害者又はその親族からの請求又はその代理人たる弁護士からの請求若しくは弁護士法に基づく照会（ただし、当該事件が単なる民事紛争に係るものであって、刑事事件の実質を有しないと認められる場合等を除く。）
- (2) 裁判所からの文書送付嘱託
- (3) 自動車保険料率算定会及び財団法人交通事故紛争処理センターからの照会
- (4) (1)ないし(3)以外の場合における記録の開示の当否については、従前どおりの取扱いである。ただし、過失相殺事由の有無等を把握するため、加害者側が記録の閲覧又は謄写を求めるような場合には、正当に被害回復が行われることに資する場合も少なくないので、相当と認められるときは、請求に応じる。

## 4 関係者の名誉に対する配慮等

関係者の名誉その他の利益を不当に害するおそれがある場合、関連事件の捜査又は公判の運営に支障を及ぼすおそれがある場合、将来における刑事事件の捜査又は公判の運営に悪影響を及ぼすおそれがある場合などは開示せず、又は当該部分につきマスキングの措置を講じる。

## 第3 民事裁判所からの不起訴事件記録の文書送付嘱託等について

（平成16年5月31日刑事局長通知）

- 1 不起訴事件記録中の供述調書については、これを開示すると、捜査・公判に対する支障又は関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれ等がある場合が多いことや、その供述内容を民事訴訟で利用するためには、その供述者を民事訴訟で証人尋問すれば足りることから、供述人が死亡するなどして、代替性がないと認められる場合を除いて、不開示としてきた。

しかしながら、被害者等の保護を図るとともに、民事訴訟が適切に行われ

るようにするため、供述調書を開示できる場合についての具体的な指針を示すとともに、民事訴訟において、事件の目撃者の証人尋問を実施するに当たり、目撃者の特定に関する情報がなく、証人尋問を実施することが困難な場合に、裁判所からその調査の囑託がなされたときには、一定の要件の下で、目撃者の氏名及び連絡先を回答できる場合がある旨の新たな指針を示し、全国の検察庁に通知した。

## 2 不起訴事件記録中の供述調書の開示について

次に掲げる要件をすべて満たす場合には、不起訴事件記録中の供述調書を開示するのが相当であるとした。

- (1) 民事裁判所から、不起訴事件記録中の特定の者の供述調書について文書送付囑託がなされた場合であること。
- (2) 当該供述調書の内容が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。
- (3) 供述者が死亡、所在不明、心身の故障若しくは深刻な記憶喪失等により、民事訴訟においてその供述を顕出することができない場合であること、又は当該供述調書の内容が供述者の民事裁判所における証言内容と実質的に相反する場合であること。
- (4) 当該供述調書を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は関係者の生命・身体の安全を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場合であること。

## 3 目撃者の特定のための情報の提供について

次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該刑事事件の目撃者の特定に関する情報のうち、氏名及び連絡先を民事裁判所に回答するのが相当であるとした。

- (1) 民事裁判所から、目撃者の特定のための情報について調査の囑託がなされた場合であること。
- (2) 目撃者の証言が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。
- (3) 目撃者の特定のための情報が、民事裁判所及び当事者に知られていないこと。
- (4) 目撃者の特定のための情報を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は目撃者の生命・身体の安全を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場

合であること。

#### 第4 被害者等にかかわる証拠品の取扱いについて

##### 1 被害者等の所有に係る証拠品の還付

(平成12年2月18日刑事局総務課長通知)

押収された証拠品について、所有者である被害者等が還付を希望する場合には、被押収者を説得して証拠品が被害者等に還付されるよう努めるほか、当該証拠品の処分に先立って、被害者等に連絡をとるなどし、被害者等がその権利を行使する機会を確保できるようにするなどの配慮を徹底することとしている。

##### 2 被害者のプライバシーにかかわる証拠品の廃棄

(平成12年12月8日刑事局長依命通達)

没収等の事由により国庫に帰属した性犯罪等の被害者のプライバシーにかかわる証拠品について、被害者等から申出があり、相当と認めるときは証拠品の廃棄への立会いの機会を与える取扱いをすることとしている。

#### 第5 被害者等からの相談への対応について

##### 1 被害者支援員の配置(平成11年10月8日から配置)

犯罪被害者保護の一環として、全国の検察庁に、「被害者支援員」を配置し、犯罪被害者相談、来庁した被害者等への応対、被害者証人の公判出廷への付添い、被害者等への情報提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援業務のほか、被害者支援に関する広報を含む検察広報活動の補助業務に従事させている。

##### 2 被害者ホットラインの設置(平成12年4月1日から設置)

犯罪被害者による電話での被害相談の受付のため、地方検察庁本庁に、被害者相談専用電話であるホットラインを設置している。

#### 第6 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付について

(平成18年3月31日次長検事依命通達)

冒頭陳述に際してあらかじめ書面を作成してこれを裁判所に提出した場合において、被害者等からの希望があるときは、犯罪行為を助長するおそれがあるなどの特段の弊害がある場合を除き、公判廷における冒頭陳述実施後に、冒頭陳述の内容を記載した書面を交付することとしている。

#### 第7 被害者専用待合室の設置について

平成17年度に新営された検察庁1庁舎について被害者専用待合室を設置

した。今後、建て替えを予定している検察庁についても、被害者専用待合室を設置する予定である。

## 第8 犯罪被害者等の保護・支援に関する意識の向上等について

### 1 犯罪被害者等基本計画に関する留意事項についての通知

(平成18年1月31日最高検総務部長通知)

最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁に対し、「犯罪被害者等基本計画」に掲げられている、犯罪被害者等に関する情報の保護、保釈に関しての犯罪被害者等の安全確保、証人尋問に際してのビデオリンク等の措置、被害状況の的確な立証、刑事裁判の公判期日の決定に対する犯罪被害者等の希望、上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等、及び犯罪被害者等に対する適切な情報提供について、適切な対応が行われるよう留意事項を通知した。

### 2 公判前整理手続に関する被害者等に対する説明の在り方についての通知

最高検察庁裁判員制度等実施準備検討会から各高等検察庁及び各地方検察庁に対し、公判前整理手続に関する被害者等に対する説明について、公判前整理手続の進行に関する外形的事実にとどまらず、争点の内容など公判前整理手続の具体的な内容にわたる事項についても、事案の内容をも踏まえつつ、誠実に説明を行うべきことなどを通知した。

### 3 研修等の充実

犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深めるため、犯罪被害者やその支援に携わる方や専門家を講師として招いたり、犯罪被害者等の声を収めたビデオを活用するなど、研修等の充実を図っている。

## 第9 犯罪被害者等に対する現行制度の周知について

犯罪被害者保護・支援に関する制度等について、パンフレットを作成して全国の検察庁や警察署等において犯罪被害者等に配布しているほか、分かりやすく紹介するためのDVDを制作して全国の検察庁に配布する予定である。